

# 東京都立小松川高等学校全日制同窓会会則

2020年4月1日改定

## 第1章 総則

(名称、設立)

第1条 本会は東京都立小松川高等学校全日制同窓会と称し、設立を大正7年(1918年)4月1日とする。

(所在地)

第2条 本会は東京都江戸川区平井1丁目27番10号の東京都立小松川高等学校松葉会館を所在地とする。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、教養を高め母校との密接な関係を保ち、もって母校の発展と社会文化向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 松葉会館、蓼科寮の運営に係わる援助
2. 母校行事の後援及び各種研究会、講演会の援助
3. 母校、同窓会の資料収集保存
4. 同窓会会報の発行
5. 会員名簿の整理と保管
6. 会員の福祉増進および親睦に必要な事業
7. 母校生徒の各種活動に対する奨励と援助
8. その他必要と認められる事項

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 正会員
  - イ. 東京都立小松川高等学校全日制およびその前身となる東京府立第七高等女学校等(以下、併せて小松川高等学校とする)の卒業生
  - ロ. 小松川高等学校に在籍した者で入会を希望する者
2. 特別会員
  - イ. 東京都立小松川高等学校全日製の旧職員

## 第3章 幹事

(幹事)

第6条 次の各号の一に該当するものを幹事とする。

1. 小松川高等学校卒業時に選任された学年幹事。
2. 本会の運営に積極的に携わる者として各期、もしくは本会幹事の推薦を受け、幹事会で承認された者

(役員)

第7条 本会の役員を選任

1. 本会運営において次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

会計 2名

会計監査 2名

2. 前項に掲げる役員は幹事会にて選任する。

(顧問、相談役)

第8条 本会は幹事会の承認を得て顧問、相談役を置くことができる。

(職務)

第9条 役員の職務

1. 会長は会務を総括し本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し会長が事故あるとき、または、会長が欠けたときは会長の職務を代行する。
3. 会計は本会の財務を処理し、役員に報告する。
4. 会計監査は本会の収支決算を監査する。
5. 総会にて承認された予算及び年度事業を項目毎に役員の中から執行責任者を決め、その実施報告を執行責任者が幹事会にて報告する。  
但し、会計監査は本会の収支決算を監査する業務以外の業務執行にかかわらないものとする。
6. 役員は本会運営の重要事項を審議し、幹事会に提案する。
7. 顧問、相談役は役員及び幹事会の諮問に応じ、必要と認める事項について助言する。

(任期)

第10条 任期

1. 役員・幹事の任期は2年とし再選を妨げないものとする。  
ただし、役員任期については原則3期とし4期以上務める場合は総会の承認を必要とする。
2. 役員に欠員が生じた結果、選任された役員任期は、前任者の残余期間とする。
3. 役員任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

(解任)

第11条 役員・幹事の解任は次のいずれかに該当する事由があるときは、役員3分の2以上の議決、かつ幹事会の承認により会長がこれを解任することができる。

1. 健康上の理由により職務の執行に耐えられないと認められる時
2. 著しく職務上の義務に違反し、または幹事・役員たるにふさわしくない言動が認められるとき。

## 第4章 会議

(総会)

第12条 総会は年1回、会長が招集する。

ただし、役員が認め(委任状を含めた役員過半数)かつ幹事会が承認(出席者の過半数)した場合は、臨時総会を開くことができる。

(総会議決事項)

第13条 総会では次のことについて議決する。

1. 会長の選任および解任の承認
2. 会長以外の役員選任および解任については役員過半数が認め、かつ幹事会が承認した場合は、総会でその旨を報告し了解を得るものとする。

3. 事業報告および事業計画の承認
4. 決算と予算の承認
5. 本会の会則の制定と変更
6. その他の必要事項

(総会決議)

第14条 前条の決定には総会出席会員の過半数の賛成を必要とする。

(幹事会)

第15条 幹事会は必要に応じ会長が招集する。

(議事決議)

第16条 決議事項は委任状を含む役員の過半数も持って幹事会に提出し幹事会において出席者の過半数で決議される。

## 第5章 会務の報告

(会務の報告)

第17条 会務の報告は総会および同窓会会報で行う。

## 第6章 会計

(会費)

第18条 正会員は年会費を納めることとする。

新規会員は入会金として1万円を納めることとし、これは10年分の会費として充当する。

第19条 本会の経費は次の収入をもってこれにあてる。

1. 年会費は1,000円とする
2. 寄付金
3. 事業収入
4. 預金利息とその他の雑収入

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日におわる。

(予算)

第21条 本会の事業計画に伴う予算は会計年度開始時に会長が編成し、役員にて審議し、幹事会の議決により「案」が成立し、総会において承認を得る。

## 付 則

(会則の変更)

第22条 本会の会則を変更する場合は役員の出席者の3分の2以上の賛成をもって幹事会に提案し、幹事会において出席者の3分の以上の賛成をもって会則案とし、総会において可決する。

(施行)

第23条 この会則は2020年4月1日より施行する。

(細則)

第24条 会則施行に関する細則は役員会の議決を経て別に定める。

ただし、慶弔金については会長の判断に委ねるものとする。